

AMC 医療機器コンサルタント事務所

－報酬算定の概要－

2015 年1月現在

1. クラス分類別時間当たりチャージ制

- 1) クラスⅠ製品、クラスⅡ～クラスⅢ製品（後発新規・一変申請）に係る報酬
- 2) クラスⅡ～Ⅲ製品[改良（臨床有り・無し）・新医療機器]に係る報酬

2. チャージの対象となる主な業務等

- ・クライアント様との面談、会議等
 - ・業務実施に要する情報調査等
 - ・クライアント様配布の資料査読
 - ・クライアント様用説明資料作成
 - ・通信（電話・メール等）
 - ・その他コンサルティング業務遂行に要する時間
 - ・コンサルティング業務のための移動に要する時間
- * 案件により、月次定額制の選択も可能

3. 実費請求

- 1) 交通費、宿泊費、調査・研究に係る資料購入・セミナー参加費等
- * 小額交通費以外（資料購入費、セミナー参加費、宿泊費、新幹線代等）は、原則としてクライアント様の事前の承諾を得る

4. 出張（乙の住居を拠点に概ね片道200Kmの移動を伴う業務をいう）を伴う業務の場合は、会議、打合せ、移動に要する時間等を個別にカウントせず一律1日につき8時間を算定する

* 具体的報酬額については、事案によりご相談させていただきますので、お問い合わせください。